

調布市審議会等の会議の公開に関する条例

〈条文とその解説〉

－平成28年4月施行－

平成28年3月  
調布市



## はじめに

調布市は、「調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例（平成25年4月施行）」に基づき、市民参加と協働のまちづくりをより一層推進することとしており、同条例を具現化する取組の一つとして、「調布市審議会等の会議の公開に関する条例」の制定に向けて取り組んできました。

市民参加手法の一つである審議会等の会議の公開については、これまで「調布市市民参加プログラム（平成16年11月策定）」及び「市民参加手続ガイドライン（平成22年3月策定）」に基づき実践を重ねてきましたが、会議開催の事前公表や傍聴の取扱い、会議録の作成・公表など、より統一した運用を図るとともに、法規範性を確保するため、本条例を制定しました。

この条例により、市民参加による開かれた市政を推進するとともに、市政運営における公正の確保・透明性の向上を図ります。

### 「調布市審議会等の会議の公開に関する条例」の概要

- ① 会議は、原則公開で行うこととします。【第3条】
- ② 会議を公開で開催する場合は、会議の開催について、あらかじめ公表します。【第4条】
- ③ 会議を公開で開催する際は、可能な限り傍聴席を設け、会議の透明性の向上を図ります。【第5条】
- ④ 会議を公開する場合は、会議資料を傍聴人に提供するか、閲覧できるようにします。【第6条】
- ⑤ 会議終了後は、速やかに会議録を作成するとともに、原則公表します。【第7条・第8条】
- ⑥ 年度ごとに実施した審議会等の会議の公開に関する運用状況を公表します。【第9条】

#### 審議会等の会議公開の流れ

①会議は原則公開【第3条】



②会議開催の事前公表  
【第4条】

**公表内容：**会議の名称・開催日時・開催場所・議題・傍聴手続 等

**公表方法：**市ホームページ・市報・窓口での掲示 等

**公表時期：**会議開催の10日前までに公表



③会議の傍聴【第5条】  
④会議資料の提供  
【第6条】

**会議の傍聴：**会議を公開で開催する場合は、可能な限り傍聴席を設ける。傍聴人は決められた事項を遵守する。

**会議資料の提供：**会議資料を傍聴人に提供又は閲覧に供する。



⑤会議録の作成【第7条】  
会議録の公表【第8条】

**会議録の作成：**公開・非公開にかかわらず、会議終了後速やかに作成

**会議録の公表：**市ホームページ・市役所公文書資料室等で公表  
(公表は会議が公開で行われたもののみ)



⑥運用状況の公表【第9条】

**運用状況の公表：**市ホームページ・市役所公文書資料室等で公表

## 目 次

第 1 条	目的	1
第 2 条	定義	2
第 3 条	会議の公開	4
第 4 条	会議開催の事前公表	5
第 5 条	会議の傍聴	6
第 6 条	会議資料の提供	7
第 7 条	会議録の作成	8
第 8 条	会議録の公表	9
第 9 条	運用状況の公表	10
第 10 条	特別の定めのある場合の取扱い	11
第 11 条	委任・附則	12
	【参考】調布市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則	13

## 第1条 目的

この条例は、審議会等の会議の公開に関して、必要な事項を定めることにより、市民参加による開かれた市政の推進を図るとともに、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図ることを目的とする。

### 【趣旨】

- 第1条は、この条例の制定の趣旨、目的を明らかにしたものであり、この条例の解釈及び運用の指針となります。したがって、各条項の解釈及び運用は、本条の趣旨、目的を踏まえて行うこととなります。

### 【解釈・運用】

- 調布市では、以前から培ってきた市民参加の実践と経験を踏まえ、平成16年11月に調布市の参加と協働の指針となる調布市市民参加プログラムを策定しました。その後、平成22年3月には、市民参加手続の具体的な手法に関する指針として、市民参加手続ガイドラインを策定し、これらに基づき、それぞれの事業に最もふさわしい市民参加手続の実践を重ねてきました。
- 調布市は、自分たちのまちは自分たちでつくるという調布市の自治によるまちづくりを進め、活力ある豊かな地域社会を実現するため、平成24年12月に「調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例」を制定し、市民、市議会、市長がまちづくりに関する情報を共有し、参加と協働により、まちづくりを進めることを自治の基本理念とするとともに、情報の公開、参加と協働の推進などの市政運営の基本原則を定めました。
- 参加と協働のまちづくりを推進していくためには、その前提として、市民と市がまちづくりに関する情報を共有することが重要です。そのため、市民参加手法の一つと位置付けられる審議会等の会議の公開に関して、より統一した運用を図ることにより、市政運営における公正性を確保するとともに、透明性を向上させ、市民に開かれた市政の一層の推進を図ります。
- 審議会等の会議の開催は、市民参加手続として、2つの意義を有します。一つは、公募等により市民が審議会等の委員として参加し、審議会等の会議において、直接意見等を述べる機会を確保することです。もう一つは、審議会等の会議を公開することにより、政策形成過程における市政情報を広く市民と共有し、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることです。

## 第2条 定義

この条例において「審議会等」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づく執行機関の附属機関をいう。

### 【趣旨】

○第2条は、この条例において、対象とする「審議会等」の範囲について規定したものです。

### 【解釈・運用】

○この条例が対象とする「審議会等」とは、地方自治法に基づく附属機関の会議とします。附属機関は、地方自治法を根拠として、法律又は条例の定めるところにより執行機関に設置される審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関をいいます。

○「執行機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。(なお、平成27年11月現在、調布市において附属機関を設置している執行機関は、市長及び教育委員会のみです)。

○この条例において、対象とする審議会等の会議は、執行機関の附属機関としますが、附属機関に準ずる機関として、規則や要綱等により設置する委員会や協議会等についても、これまで市民参加手続ガイドラインに基づき審議会等の会議の公開に関する実践を重ねてきており、特に計画策定を伴う会議などは、可能な限りこの条例に準じて会議の公開に関する運用を行うこととします。ただし、この場合であっても次に掲げる会議は、条例の趣旨を勘案し、対象としないこととします。

- ・内部調整を主たる目的として市職員や教職員などの内部職員のみを構成員とするもの
- ・他の地方公共団体、関係機関等との連絡調整を目的として設置するもの

○平成28年4月1日現在の調布市における附属機関は以下のとおりです。

	附属機関名	根拠法令等	所管部署
1	調布市補助金等審議会	調布市補助金等審議会条例	行政経営部
2	調布市使用料等審議会	調布市使用料等審議会条例	
3	調布市調布飛行場対策協議会	調布市調布飛行場対策協議会条例	
4	調布市情報公開審査会	調布市情報公開条例	総務部
5	調布市個人情報保護審査会	調布市個人情報保護条例	
6	調布市表彰審査委員会	調布市表彰条例	
7	調布市行政不服審査会	調布市行政不服審査会条例	
8	調布市非常勤職員等公務災害補償等審査会	調布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	
9	調布市特別職報酬等審議会	調布市特別職報酬等審議会条例	
10	調布市防災会議	調布市防災会議条例	
11	調布市国民保護協議会	調布市国民保護協議会条例	
12	調布市消防委員会	調布市消防委員会条例	
13	調布市生活安全対策協議会	調布市生活安全の保持に関する条例	
14	調布市生涯学習推進協議会	調布市生涯学習推進協議会条例	
15	調布市スポーツ推進審議会	調布市スポーツ推進審議会条例	
16	調布市子ども・子育て会議	調布市子ども・子育て会議条例	子ども生活部
17	調布市青少年問題協議会	調布市青少年問題協議会条例	
18	調布市民生委員推薦会	民生委員法	福祉健康部
19	調布市高齢者福祉推進協議会	調布市高齢者福祉推進協議会条例	
20	調布市介護認定審査会	介護保険法	
21	調布市障害支援区分判定審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	
22	調布市健康づくり推進協議会	調布市健康づくり推進協議会条例	
23	調布市国民健康保険運営協議会	調布市国民健康保険条例	環境部
24	調布市環境保全審議会	調布市環境基本条例	
25	調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会	調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	
26	調布市景観審議会	調布市景観条例	都市整備部
27	調布市街づくり審査会	調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例	
28	調布市都市計画審議会	調布市都市計画審議会条例	
29	調布市自転車等駐車対策協議会	調布市自転車等の駐車対策の総合的推進に関する条例	
30	調布市建築審査会	調布市建築審査会条例	
31	調布市建築紛争調停委員会	調布市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	教育部
32	調布市社会教育委員の会議	調布市社会教育委員に関する条例	
33	調布市公民館運営審議会	調布市公民館条例	
34	調布市立図書館協議会	調布市立図書館条例	
35	調布市文化財保護審議会	調布市文化財保護条例	

### 第3条 会議の公開

執行機関は、審議会等の会議を公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しない。

- (1) 調布市情報公開条例(平成11年調布市条例第19号)に定める非公開情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
  - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 執行機関は、前項ただし書の規定により、会議を非公開とした場合は、その理由を明らかにするものとする。

#### 【趣旨】

○第3条は、第2条で定義した「審議会等」の会議を開催するときは、原則として公開しなければならないことを規定しています。

#### 【解釈・運用】

< 第1項 >

○執行機関は、審議会等の会議を開催するときは、原則、公開するものとしています。また、審議会等の下部組織として設置される検討部会や分科会等においても同様に、その会議は公開の対象として取扱うこととします。

< 第1号・第2号 >

○ただし、個人情報など「調布市情報公開条例」に基づく非公開情報を会議で取り扱う場合や、会議を公開することにより、第三者の正当な権利や利益を害するおそれがあるときなど、執行機関が公開することが適切ではないと判断した場合は、その会議の全部又は一部を公開しないことを定めています。

< 第2項 >

○第1項ただし書きの規定により、会議を非公開とした場合は、第9条に基づく運用状況の公表の中で、その理由を明らかにするものとします。

## 第4条 会議開催の事前公表

執行機関は、審議会等の会議を公開する場合は、当該会議の名称、開催日時、場所その他規則で定める事項をあらかじめ公表するものとする。ただし、当該会議を緊急に開催する必要がある場合は、この限りでない。

### 【趣旨】

- 第4条は、審議会等の会議の公開に当たっては、広く市民に周知することが前提であることから、会議の開催日時等を事前に公表し、十分な周知を図ることを規定しています。

### 【解釈・運用】

- 会議開催の公表時期は、会議を非公開で開催する場合を除き、開催日から起算して、少なくとも開催日の10日前までに審議会等の会議に関する事項を公表することとします。
- 会議を緊急に開催する必要があるなど、やむを得ない理由があるときは、事前周知期間を短縮せざるを得ない場合もありますが、その場合においても、可能な限り、速やかに公表するよう努めることとします。
- 審議会等の会議の開催に当たっては、審議会等の会議の名称や開催日時、開催場所のほか、規則で定める事項として、議題や傍聴手続など、会議の公開に関して必要な事項を公表することとします。
- 会議の開催日時等の公表の方法については、市ホームページをはじめ、市報への掲載や担当部署の窓口での掲示など適切な方法により、会議開催の周知に努めることとします。

## 第5条 会議の傍聴

執行機関は、第3条第1項ただし書の規定により会議を非公開とした場合を除き、可能な限り会場に傍聴席を設けるものとする。

2 審議会等の会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)は、当該会議の秩序維持に関し、規則で定める事項に従わなければならない。

### 【趣旨】

○第5条は、会議を公開で開催する場合は、会場に傍聴席を設けることを規定したものです。また、会議の円滑かつ効率的な進行及び公平な審議のため、会議の秩序維持に関し、傍聴人が規則で定める事項を遵守することについて規定しています。

### 【解釈・運用】

#### <第1項>

○審議会等の会議の開催に当たっては、非公開とした場合を除き、可能な限り傍聴席を設けることとします。傍聴席は、会議開催場所のスペースの状況等を考慮して定員数の確保に努めることとします。

○傍聴の定員数は、会議の案件や会議開催場所の広さを考慮して設定しますが、この場合において、傍聴者は先着順を基本とし、状況により抽選等により行うことができるものとします。

○傍聴席の設置の際は、会議の内容により、車椅子の方の誘導や手話通訳の配置等にも努めることとします。

○一部公開の審議会等の運用として、1回の会議において公開する部分と非公開とする部分がある場合については、原則として公開とする部分の議題を先に審議するものとします。この場合において、会議の冒頭で周知するなど、公正かつ円滑な会議運営に努めるものとします。

#### <第2項>

○審議会等の会議において、審議等に影響を及ぼし、議事進行に支障を来さないよう、傍聴人が遵守すべき事項について、規則で定めることを規定しています。規則では、主に次の事項を定めます。

- ・会議場における委員の発言に対し、傍聴人は、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと
- ・傍聴人は、会議場において発言をしないこと
- ・鉢巻や腕章等の着用等による示威行為や他の傍聴人の迷惑となる行為をしないこと
- ・会議場において、傍聴人は、審議会等の長が特に支障がないと認めたとき以外は、撮影、録画、録音等を行わないこと
- ・その他、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為を行った場合は、審議会等の長は傍聴人を退場させることができることとします。

## 第6条 会議資料の提供

執行機関は、審議会等の会議を公開する場合は、当該会議において配付した資料を傍聴人に提供し、又は閲覧に供するものとする。

### 【趣旨】

○第6条は、会議を公開で開催する場合、傍聴人に対し会議資料を提供又は閲覧できるようにすることを規定しています。

### 【解釈・運用】

○審議会等の会議を公開で開催する場合は、会議内容の理解促進を図るため、当該会議の委員に配布した資料について、原則、傍聴人に提供するものとします。

○ただし、刊行物・報告書、図面、地図等で、有償頒布しているものあるいは部数に限りのある資料など、合理的な理由により、傍聴人への提供が困難なものについては、閲覧のみとすることができるものとします。この場合において、当該会議資料を会場に備え置く又は会議の時間内のみ貸与するなど、会議中に傍聴人が閲覧できるよう配慮するものとします。

○会議資料は、審議会等の会議開催後、第8条で規定する会議録の公表とともに、市のホームページ等で公表するよう努めるものとします。

## 第7条 会議録の作成

執行機関は、審議会等の会議の公開と非公開とにかかわらず、当該会議終了後速やかに会議録を作成するものとする。

### 【趣旨】

○第7条は、会議の公開・非公開にかかわらず、審議会等の会議終了後、速やかに会議録を作成することを規定しています。

### 【解釈・運用】

○会議録は、審議会等の会議の検討状況を明らかにするうえで必要不可欠なものであることから、会議終了後は速やかに会議録（会議の要旨を記録したものを含む）を作成することとします。

○会議録の作成や公表に要する期間は、審議会等の会議時間の長短、会議録の作成方法や各委員の発言の確認方法などによって様々ですが、各会議の開催頻度等の実情に応じて速やかに（遅くとも次回の開催前までに）作成することとします。

○また、審議会等の状況にもよりますが、会議録を公表するまでの間、会議結果の概要として、審議会等の会議における意見等の概要や要旨を公表するなど、速やかな情報提供に努めます。

## 第8条 会議録の公表

執行機関は、前条の規定により作成した会議録（第3条第1項各号に該当する部分を除く。）を次の各号に掲げる方法により公表するものとする。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 規則で定める場所への配架
- (3) 前2号に掲げるもののほか、執行機関が必要と認める方法

### 【趣旨】

○第8条は、公開で開催した審議会等について、作成した会議録の公表の方法を規定しています。審議会等の会議の会議録は、政策形成過程に関する市政情報を市民に提供し、市民の理解を促進するとともに、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図る趣旨から、会議終了後に市のホームページへの掲載や公文書資料室での配架などにより、市民に情報提供するものとします。

### 【解釈・運用】

○会議録を公表する期間は、公表する媒体や公表場所によっても異なりますが、少なくとも3年程度は、市のホームページで公表するものとします。

#### < 第1号 >

○会議の傍聴ができなかった市民に対しても、議論の過程の情報提供を行い、会議の透明性の向上を図る観点から、市のホームページで会議録を公表するものとします。併せて、会議資料についても公表するよう努めることとします。

#### < 第2号 >

○会議録の公表は、市のホームページのほか、規則で定める場所として、公文書資料室に配架することにより、誰でも閲覧できるようにします。

#### < 第3号 >

○執行機関が必要と認める方法として、審議会等の案件に応じて、担当部署の窓口での閲覧などの方法により、市民への情報提供をするものとします。

## 第9条 運用状況の公表

市長は、規則で定めるところにより、この条例の運用状況を取りまとめ、市のホームページへの掲載その他適当と認める方法により、公表するものとする。

### 【趣旨】

○第9条は、どのような審議会等が開催されているか市民に分かりやすく情報提供するため、運用状況について市のホームページに掲載する方法その他適当な方法により公表することを規定しています。

### 【解釈・運用】

- 「運用状況」として、会議を開催した審議会等の名称のほか、開催日や会議の開催回数、傍聴人数、担当部署などを公表するものとします。
- 運用状況については、市のホームページでの一定期間（少なくとも3年間）の公表のほか、その他公文書資料室での公表など、適切な情報提供をするものとします。
- 運用状況の公表のほか、現在、市のホームページで公表している審議会等の会議を含めた市民参加手続の年間実施予定の一覧についても、引き続き、公表するものとします。

## 第10条 特別の定めのある場合の取扱い

審議会等の会議の公開等について法令等に特別の定めがある場合は、当該法令等の定めるところによるものとする。

### 【趣旨】

○第10条は、会議の公開に関して、他の関係法令等に特別の定めがある審議会等は、本条例とは別に、その定めに基づいて会議を公開等することを規定したものです。

### 【解釈・運用】

○会議の公開等について、関係法令等に特別の定めがある審議会等は、当該会議においては、その定めに基づき、会議の公開等を行うこととします。

○この場合において、関係法令等に規定がない事項については、この「審議会等の会議の公開に関する条例」の規定によるものとします。

<参考：調布市における特別の定めがある審議会等>

	審議会等の名称	例規名	公開に関する規定
1	調布市情報公開審査会	調布市情報公開審査会規則	傍聴、傍聴人の遵守事項、会議録
2	調布市個人情報保護審査会	調布市個人情報保護審査会規則	傍聴、傍聴人の遵守事項、会議録
3	調布市行政不服審査会	調布市行政不服審査会条例 調布市行政不服審査会条例施行規則	審議手続の非公開 会議録
4	調布市高齢者福祉推進協議会	調布市高齢者福祉推進協議会条例 調布市高齢者福祉推進協議会条例施行規則	会議の公開 傍聴、公開の特例
5	調布市都市計画審議会	調布市都市計画審議会条例	会議の公開
6	調布市建築審査会	調布市建築審査会条例 調布市建築審査会条例施行規則	会議の公開 会議録、傍聴人が守るべき事項
7	調布市環境保全審議会	調布市環境保全審議会規則	会議の公開
8	調布市街づくり審査会	調布市ほっとするふるさとをはぐむ街づくり条例施行規則	審査会の公開
9	調布市景観審議会	調布市景観条例施行規則	審議会の公開、議事録
10	調布市公民館運営審議会	調布市公民館運営審議会規則	会議録等の作成
11	調布市立図書館協議会	調布市立図書館条例施行規則	会議の公開

## 第11条 委任

この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

### 【趣旨】

○第11条は、この条例の施行に必要な事項を条例施行規則において定めることを規定したものです。

### 【解釈・運用】

○条例の施行に必要な事項として、規則で規定する主な項目は次のとおりです。

・事前公表すべき事項（第4条関係）

条例で規定した当該会議の名称，開催日時，場所のほか，「議題」，「傍聴手続」，「その他執行機関が必要と認める事項」

・会議の傍聴等（第5条関係）

傍聴人の定員は会議ごとに執行機関が定めるうえ，原則先着により決定  
傍聴人の遵守事項として，委員の発言に対する賛否の表明の禁止，発言の禁止，鉢巻，腕章等の着用等による示威行為の禁止，他の傍聴人への迷惑行為の禁止，審議会等の長が特に支障がないと認めた場合以外の撮影・録画・録音等の禁止など

傍聴人が上記遵守事項を違反した場合は，審議会等の長は退場させることが可能

・会議録の公表場所（第8条関係）

条例で規定したホームページへの掲載のほか，公文書資料室での配架

・運用状況の公表における公表事項（第9条関係）

審議会等の名称，会議の開催日，開催回数，延べ傍聴人数，担当部署

## 附則

この条例は，平成28年4月1日から施行し，同日以後に開催される審議会等の会議に係るものについて適用する。

調布市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、調布市審議会等の会議の公開に関する条例（平成27年調布市条例第49号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(会議開催の事前公表)

第3条 条例第4条に規定する会議の開催に当たりあらかじめ公表する事項は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 議題
- (2) 傍聴手続
- (3) 前2号に掲げるもののほか、執行機関が必要と認める事項

(会議の傍聴等)

第4条 傍聴人の定員は、会議ごとに執行機関が定める。

2 傍聴人は、先着により決定するものとする。ただし、傍聴を希望する者が前項の定員を超えることが明らかな場合等は、事前申込み、抽選等によることができる。

3 条例第5条に規定する傍聴人が会議の秩序維持に関して従わなければならない事項は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 会議場における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言をしないこと。

- (3) 鉢巻き，腕章等の着用，旗，プラカード等の掲示その他の示威行為と認められる行為をしないこと。
- (4) 他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) 会議場において撮影，録画，録音等を行わないこと。ただし，審議会等の長が特に支障がないと認めたときは，この限りでない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか，会議場の秩序を乱し，又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

4 審議会等の長は，傍聴人が前項の規定に違反したときは，これを退場させることができる。

(会議録の公表場所)

第5条 条例第8条第2号の規則で定める場所は，総務部総務課が設置する公文書資料室とする。

(運用状況の公表)

第6条 条例第9条の規定による運用状況の公表は，年度ごとに，次の各号に掲げる事項について，市のホームページ等へ掲載することにより行うものとする。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 会議の開催日
- (3) 会議の開催回数
- (4) 延べ傍聴人数
- (5) 所管部署

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は，市長が定める。

## 附 則

この規則は，平成28年4月1日から施行する。



登録番号  
(刊行物番号)

2015-291

---

調布市審議会等の会議の公開に関する条例  
〈条文とその解説〉

---

発行日 平成 28 年 3 月

発行 調布市

編集 行政経営部 政策企画課

〒182-8511 調布市小島町 2-35-1

Tel 042-481-7368, 7369

印刷 庁内印刷